

令和3年3月18日

保護者の皆様

豊見城市立豊崎小学校
校長 平良 淳
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応について (令和3年3月18日時点)

平素より、保護者の皆様におかれましては、本校教育活動並びに新型コロナウイルス感染症拡大予防に向けご理解、ご協力をいただきまして心より感謝申し上げます。
さて、県内において緊急事態宣言が解除され、県立学校における地域感染レベルも3から2へ引き下げられました。これを受け、豊見城市内の地域感染レベルが2以上の期間の本校の対応をお知らせいたします。
つきましては、保護者の皆様におかれましては、下記の内容をご確認いただき、引き続きお子さまが安全、安心に学校生活が送れますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

「令和3年3月18日時点における学校の対応について」
(県立学校における地域感染レベル2に準じた対応)

1. 感染者・濃厚接触者が出た場合

ケース	対応及び期間
○本人が感染した場合 ○本人が濃厚接触者と特定され本人がPCR検査で陽性となった場合	○出席停止(治癒するまで)扱いとする。 ○登校再開日は保健所からの指示に従い決定する。 ○場合によっては学級閉鎖等の措置がある。
○本人が濃厚接触者と特定されたが、PCR検査で陰性だった場合	○濃厚接触者と特定された日から2週間、または、保健所が自宅待機を求めた期間は出席停止扱いとする。 ○登校再開日は保健所からの指示に従い決定する。
○同居家族(兄弟姉妹を含む)が感染した場合 ○同居家族(兄弟姉妹を含む)が濃厚接触者となり、PCR検査が陽性だった場合	○同居家族(兄弟姉妹を含む)が陽性と特定された日から2週間、または、保健所が自宅待機を求めた期間は出席停止扱いとする。 ○登校再開日は保健所からの指示に従い決定する。
○同居家族(兄弟姉妹を含む)が濃厚接触者と特定され、同居家族のPCR検査の結果を待っている間	○本人が濃厚接触者の疑いがあるので、学校へ連絡・相談の上、登校を控える。 ○登校を控えている期間は、校長判断で出席停止扱いとする。
○同居家族(兄弟姉妹を含む)が濃厚接触者と特定され、同居家族のPCR検査が陰性だった場合	○本人の濃厚接触者の疑いが解消されるので、本人の健康状態を見て問題なければ登校が可能。
○同居家族(兄弟姉妹を含む)の学校や職場等で感染または濃厚接触者が判明し、同居家族(兄弟姉妹を含む)に濃厚接触者の疑いがある場合 ○同居家族(兄弟姉妹を含む)の学校や職場等で感染または濃厚接触者の疑いがあり、同居家族(兄弟姉妹を含む)のPCR検査結果を待っている間	○本人も濃厚接触者の疑いがあるので、学校へ連絡・相談の上、登校を控える。 ○登校を控えている期間は、校長判断で出席停止扱いとする。 ○保健所からの連絡を待っている間は、学校へ連絡・相談の上、検査結果が出るまでは登校を控える。 ○登校を控える場合は校長判断で出席停止扱いとする。

※「出席停止」とは: 学校保健安全法第19条に基づき、学校長が児童の出席を止めること。その際は、欠席扱いにはなりません。

2. 発熱

- (1) 風邪症状等があった場合は学校をお休みし、かかりつけ医や医療機関を受診するようお願いいたします。(早退等の場合も同様に受診をお願いいたします。)
- (2) 受診後、学校への登校については、医師に確認していただき、その指示に従うようお願いいたします。なお、登校する際は、学校にもお子さまの健康状態と医師からの指示内容等についてご連絡くださいますようお願いいたします。

「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう保健所や医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するようお願いいたします。

3. 発熱や風邪症状等がある場合

■風邪症状とは、基本的に下欄のことを指します。

発熱（平熱より高い体温、あるいは 37.5 度以上を目安とする）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状（ただし、基礎疾患の症状である場合を除く）

※県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインより

ケース	対応及び期間
○本人が発熱や風邪症状等がある場合	<p>○出席停止（治癒するまで）扱いとする。</p> <p>○できるだけかかりつけの医療機関を受診する。受診後、学校の登校については、医師に確認していただき、その指示に従うこと。</p> <p>【緊急事態宣言が発令されていない場合】</p> <p>○医療機関の受診ができない場合は、発熱や風邪症状等がなくなるまでは登校を控える。</p> <p>【緊急事態宣言が発令されている場合】</p> <p>○医療機関の受診ができない場合は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せず、発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間（3日間）が経過し、本人の健康状態が良好になるまでは登校を控える。</p>
○本人に症状が見られないが、同居家族（兄弟姉妹を含む）が発熱や風邪症状等がある場合	<p>○同居家族（兄弟姉妹を含む）の症状がなくなるまで登校を控えること。</p> <p>○登校を控えている期間は校長判断で出席停止扱いとする。</p> <p>○登校後、本人に症状はないが、同居家族（兄弟姉妹を含む）に症状があり登校した際は、校長判断で早引きをしてもらう。その際は、早引きをした日は、出席停止扱いとする。</p> <p>※早引きの際は、児童だけで下校させることはなく、保護者への引き渡しを原則とする。</p> <p>○同居家族（兄弟姉妹を含む）で症状がある場合は、できるだけかかりつけの医療機関の受診をする。受診後、学校の登校については、医師に確認していただき、その指示に従うこと。</p> <p>【緊急事態宣言が発令されている場合】</p> <p>○症状がある同居家族（兄弟姉妹を含む）が医療機関を受診できない場合は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せず、発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間（3日間）が経過し、同居家族の健康状態が良好になるまで登校を控える。</p>
○本人や同居家族（兄弟姉妹を含む）が発熱や風邪症状等で受診し、PCR検査をすすめられ検査を受けた場合	<p>○感染や濃厚接触者となる疑いがあるため、検査結果が出るまでは、登校を控える。</p> <p>※欠席扱いとはならず、校長判断で出席停止扱いとする。</p>

4. 国外への渡航がある場合

ケース	対応及び期間
○本人が国外に渡航がある場合	○帰国し、自宅に戻った翌日～2週間は出席停止とする。 ○2週間経過後、本人の健康状態を見て問題なければ登校が可能。

5. その他

- 毎朝の健康観察シート（お子様本人、同居家族の健康状態チェック）の記入もこれまでどおりお願いします。（保護者の方で記入をお願いします。）
- 兄弟姉妹が豊崎小学校以外の教育・保育関係機関にいらっしゃるご家庭の方のうち、1～3の理由でお休みする場合は、感染拡大防止のため、各教育・保育関係機関にもご連絡をお願いします。
- 緊急事態宣言下同様できるだけ不要不急の外出を控え、放課後や休日に友人同士の家庭間の行き来を控えるなどの対応をお願いします。
- 地域感染レベルが2以上の期間は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、外部から本校校内への出入りは控えていただいております。事務室での用件以外で校内の児童の様子をご確認いただく際は、事務室まで声をかけてくださいますようご協力をお願いします。
- 家族や児童本人が濃厚接触者になったり陽性と特定された場合や健康状態で気になることがあった場合は、学校または豊見城市教育委員会まで速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。
（豊崎小学校：098-840-6530 豊見城市教育委員会：098-850-0035）
- 緊急の連絡は本校ホームページやメール等でお知らせいたします。

6. 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別への対応について

感染者、濃厚接触者とその家族、感染症対策に携わる医療従事者と関連企業、その家族に対する偏見や差別に繋がるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行います。

具体的には、児童同士で、ある児童に対して感染をしているかのように扱うことや、咳をしている児童やマスクを着用しない児童を非難するような言動、教職員が児童に対して感染者等を差別するような不用意な言動をするなど、学校生活のあらゆる場面で偏見や差別につながるような行為が行われないよう指導いたします。また、相手の立場や事情があることを理解させ、お互いに折り合いを付けながら学校生活を送ることができるよう配慮してまいります。